

令和3年10月5日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員13名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
参		与	新	田	辰	巳			
総	務	課	長	濱	村	大			
富	来	支	所	長	関	田	勝	行	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	中	田	龍	一		
住	民	課	長	西		清	孝		
健	康	福	祉	課	長	村	井	直	
環	境	安	全	課	長	宮	下	隆	

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	吉村 満
富来病院事務長	藤井 専
会計管理者(会計課長)	平井 清
学校教育課長	徳楽 仁
生涯学習課長	大畑 喜代志
代表監査委員	野崎 豊昭

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	徳田 敦史
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

日程第 1 町長提出 承認第12号、議案第38号ないし第49号及び認定第 1 号ないし第 9 号並びに町政一般 (質疑、質問)

日程第 2 町長提出 承認第12号、議案第38号ないし第49号及び認定第 1 号ないし第 9 号 (委員会付託)

( 開 議 )

**南正紀議長** ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として場内換気を行うため、適時休憩を入れますのでご了承ください。

日程第 1 町長提出 承認第12号、議案第38号ないし第49号及び認定第 1 号ないし第 9 号並びに町政一般 (質疑、質問)

**南正紀議長** 次に、町長から提出のありました承認第12号、議案第38号ないし第49号及び認定第 1 号ないし第 9 号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

す。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね40分以内とします。

それでは、発言を許します。

3番 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい、議長。

おはようございます。3番 福田晃悦です。まずは小泉町長におかれましては先に行われました町長選挙でみごと再選を果たされましたことを心よりお祝い申し上げます。4期目が始まり初めの一般質問となりますので前向きなご答弁を期待申し上げ私の質問に入らせていただきます。

最初の質問です。

個別避難計画についてです。地震や水害で高齢者らが被害に遭うケースが相次いでおり、災害弱者の避難計画作りを通じ、地域の防災力を高めることを目的に、本年5月、改正災害対策基本法が成立しました。自分で逃げるのが難しい人に関し、個別の避難計画を作成するよう市町村に努力義務を課すことが柱であります。対象となるのは、介護が必要な在宅の高齢者や障がい者の方で、一人ひとりについて、災害時の避難場所や自宅からの経路、支援者を記載することを求めています。

逃げ遅れを防ぐ基礎となる情報を、予めまとめておく意義は小さくありません。

東日本大震災では、死亡者の6割を高齢者が占めました。これを受けて、政府は2013年、災害弱者の名簿作成を市町村に義務付けるとともに、個別の避難計画作成を呼びかけました。

大半の市町村は名簿作りを終えた一方、全体の3割は避難計画の策定に至っていません。

健康状態や同居する家族の有無など、それぞれの事情は異なり、実態に即した計画にすることが必要であり、自治体は、本人や家族、福祉関係者、地域住民らと丁寧に協議し、作成を進めることが望まれます。

一例として大分県別府市では担当のケアマネジャーらに参画してもらい、1人分の計画について7,000円を支払っており、避難先で必要なケアや薬、車いすの

有無、かかりつけの病院の連絡先などを確認し、計画に盛り込んでいるそうです。事情を知る専門家にかかわってもらうことは、本人に安心感をもたらします。

別府市は、地域が一体となって災害弱者を支援する体制作りにも力を注いでおり、市職員らが小中高校や大学に出向いて、高齢者や障がい者の現状に関する授業を行い、PTAなどに避難訓練への参加を呼びかけているとの事です。

自治体は、さまざまな機会をとらえて、高齢者と地域住民がふれあう機会をつくるのが大切であり、支援が必要な人を普段からよく知っているという状況が望まれます。

また、避難所の充実も課題であり、自治体は、ケアが必要な人のために、高齢者施設などを福祉避難所に指定しておりますが、すでに入居している人に加え、新たに避難者を受け入れる余力のある施設は少ないのが実情であり、施設間での施設の連携や、物資面の支援を強化して、避難先を増やすべきでもあります。

現場の声によく耳を傾け、課題を着実に解決していくことが、災害に対する備えに繋がると考えますが、本町での個別避難計画についての現状のお考えをお聞かせください。

**小泉勝町長** 議長。

**南正紀議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 福田議員の個別避難計画についてのご質問にお答えをいたします。

災害対策基本法の規定により、災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、自ら避難することが困難な方を避難行動要支援者として、市町村は、その名簿を作成しておかなければならないとされております。

また、本年5月の法改正により、要支援者ごとに同意を得たうえで、避難場所や支援者等を予め決めておく、個別避難計画の策定が市町村の努力義務とされたところでもあります。

本町では、平成25年度から避難行動要支援者名簿を作成しており、毎年度、新規対象者の追加とともに、民生・児童委員による現状調査に基づいた見直しを行っており、本年3月末時点において、846人が登録をしております。

この内、同意が得られた人が338人で、36パーセントにあたる122人が作成済となっております。

しかしながら、個人情報他人に知られてしまうといった懸念のほか、日々変

化する心身の状態など課題も多く、すべての人の作成に至らないのが実情であります。

国の取組指針では、避難の実効性を確保するため、防災部門だけではなく、各地区や自主防災組織、福祉部門などと連携した計画の作成が重要であるとされており、

今後とも、各区長をはじめ関係機関と連携をし、避難行動要支援者の把握や個人及び地域の実情に応じ、各地区の住民が集まる防災訓練等に併せて、個別避難計画等の作成を推進し、防災意識の高揚に努めていきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい。

今後作成を推進されるということで、実際ただ個別避難計画を作ってそれをすり合わせて実際の訓練をしたところでやっぱり車の入らない細い道の先にある家がありました、と。その時に気づいて行ったことってというのは、納屋にリヤカーがあったらしくて、そのリヤカーを利用してその避難者を実際、したらどうかという意見が反映されてそれが個別避難計画に結びついたという例があるとも書いてありました。ですから今後は計画は計画で推進して作っていただきまして実際の有事のときに使える計画になるように現場の方との意見交換もまた今後ともよろしく願います。

次の質問に移ります。みらいとうぶ周辺地の交通環境についてです。

石川、富山両県の自治体や教育委員会が通学路の総点検に取り組んでおり、6月に千葉県八街市で児童5人が死傷した交通事故を受け、国が危険箇所洗い出しを要請したもので、国土交通省は9月末までに対策が必要な箇所を抽出します。ただ、登下校で児童生徒が毎日利用する通学路の安全確保は待ったなしであり、危険性が高いと判断される箇所は国の措置を待つことなく、関係機関が連携して迅速に対処することが望まれます。

珠洲署協議会では、通学路となっている市中心部の歩道で舗装が剥がれ、危険性があるとの指摘を受け、管理者に申し入れて1か月ほどで修復を完了させました。

お隣富山県砺波市教育委員会の点検では小学校側から緩いカーブがある市道でスピードを出して走行する車が多いとの報告があり、消えかけている歩道の白線を早急に修繕することになりました。

道路事情は宅地開発や商業施設の進出などで一変し、大型店が開業すれば、周辺にも出店が相次ぎ、主要道路が混雑する一方、路地を通り抜けに使う行為が頻発するようになります。道路管理者は地域の変化に伴い、通学路や生活道路に及ぶ影響に目配りすることが必要です。行政や警察機関も日々、児童の安全確保に協力している見守り隊のように地域事情に詳しい住民の声に耳を傾けるべきと考えます。

先にも述べましたが下校時の児童の列にトラックが突っ込むという悲惨な事故が発生した千葉県八街市の現場には歩道やガードレールがなく、以前から保護者らが危険性を訴えておりました。トラック運転者の飲酒というあってはならない行為は論外として、同市では5年前にも通学路で児童4人が負傷する交通事故が起きており、教訓が生かされておられませんでした。市街化区域でも市街化調整区域でもない地域のため規制が緩く、無秩序に宅地開発が進んだ弊害であり道路改良などのインフラ整備が遅れていた背景がとの事です。

本町においては、新たな造成予定である移住定住を促進する為の住宅地みらいとうぶについて、隣接地にすばる幼稚園も令和4年4月に新築移転されます。5年前に統合された志賀小学校や放課後児童クラブも隣接し、保護者にとっては、たいへん利便性が向上されますが、近年の商業店舗の出店なども集中しており、みらいとうぶを中心とした車両アクセスの集中が予想されます。現在は、信号機がほとんどなく、一旦停止の交通規制が多くみられますが、今後の渋滞や事故防止対策をお聞かせください。

**吉村満まち整備課長** 議長。

**南正紀議長** 吉村まち整備課長。

**吉村満まち整備課長** 福田議員のみらいとうぶ周辺地の交通環境についてのご質問にお答えいたします。

みらいとうぶ周辺の幹線道路は、東西南北に都市計画道路が整備されており、現在、多方面から多くの方が通勤や生活に利用しています。

近郊には、志賀小学校や放課後児童クラブが整備され、すばる幼稚園も来年

4月に移転予定であり、園児・児童の送迎用道路として交通量の増加が見込まれます。

また、更なる移住定住人口の増加を期待し、新たな住宅地の造成事業を計画しておりますが、その造成と併せ、幹線道路からの迂回道路としての道路整備も検討しております。

福田議員のご指摘の通り、こういったさまざまな要因で交通渋滞などが危惧される所であり、すばる幼稚園開園以降の車両の動線、台数など、さまざまな状況を確認した上で、警察とも協議しながら最善な対策を講じていきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい。

今後すばる幼稚園開園以降、車両の動線確認してということですが、来年度の4月、4月前にもう児童は通われることがあると思うんですけども、200人の子ども、親の車が一斉に200台の車がまた集中すると思いますので、状況を見ながらというふうにご答弁ですけど、待たなしで対策をとらないとあの周辺たいへんなことになるんじゃないかなと予想されます。ですので早め早めにまた対策をとるように、またお願い申し上げます。

最後の質問に移ります。子どもの新型コロナ感染予防についてです。

現在も減少傾向ではありますが、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、本町でも9月から学校で新学期が始まりました。感染防止と学びの両立に向け、現場では手探りの対応を迫られているとよく耳にします。

デルタ株のまん延で子どもの感染が急増し、クラスターの発生も各地で相次いでいたことから、学校から家庭内に広がることへの懸念も強まっております。

政府の指針は、一つのクラスで複数の子どもが感染した場合には学級閉鎖を検討するように求めておりますが、自治体によっては、感染者が1人であっても休校するなど、より踏み込んだ措置を取っているケースもあります。

政府の調査によると、全国の自治体の1割超が夏休みの延長や地域一斉休校を実施しました。

一方、家庭が自主的に登校を控えるケースも目立ち始め、基礎疾患を抱える家

族がいる場合もあり、それぞれの事情に配慮する必要があります。

重要なのは、感染防止に留意しつつ、学びを止めないことであり、希望に応じて、対面とオンラインのどちらでも授業を受けられる体制を早急に整えることは急務であります。

休校が生活面に及ぼす影響にも注意しなければならず、教職員が子どもの様子を見守る手段として、オンラインを有効に活用すべきケースも考えられます。

また、学校でクラスターを発生させないためには、教職員の感染を防ぐ手立てが欠かせません。

政府は、感染の有無を短時間で調べられる抗原検査キットを、新たに小中学校へ配布することを決めました。

検査の対象は原則として教職員ですが、学校で急に体調不良を訴えた子どもについては、教職員の立ち会いの下で検査をする場合もあり、陽性であれば、教職員も感染する恐れがあります。

コロナが長期化すれば、子ども達の学習能力や生活面に与える影響が大きくなり、教職員らの努力だけでは対応しきれなくなる可能性があり、政府や自治体は教育現場の声に耳を傾け、必要な支援を講じていかなければならないと考えます。

本町では、現在のところ、新型コロナウイルス感染が、志賀・富来小学校の関係者や生徒共に発生しておりませんが、放課後児童クラブなども含めた、現在の感染症予防対策と学校関係者のワクチン接種率、感染者が発生した場合のマニュアルや手引き等がありましたら、お聞かせください。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

**南正紀議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** 福田議員の子どもの新型コロナウイルス感染予防についてのご質問のうち、学校における感染予防対策等についてお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染予防については、これまでも文部科学省のガイドラインや県教育委員会からの通知等を参考に、感染防止対策の徹底を図ってきました。

現在の感染症予防対策についてですが、まずは、基本的な感染症対策として、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどをはじめとした新しい生活様式の徹底を図ることとしており、また、毎日自宅で検温し、発熱等の症状がある場合



は、登校や外出を控えることとしております。

学校生活におきましては、授業中のグループ活動や理科の実験、音楽の合唱や調理実習、身体接触を伴う体育活動など、感染リスクの高い学習活動については、特に感染症対策を徹底した上で実施をすることとしております。また、給食時における感染症対策としては、食事中は向かい合わず、会話を控えることとしております。

中学校の部活動につきましては、地域の感染状況を踏まえた上で判断しており、現在は県外への遠征、県外チームとの練習試合は禁止とし、部活動及び大会終了後は速やかに帰宅することとしております。

次に、感染者が発生した場合のマニュアルについてですが、年度当初の校長会におきまして、町教育委員会が作成したマニュアルをもとに共通理解を図っております。

マニュアルの内容ですが、まずは、初期対応としての連絡系統を明確にし、医療機関等から学校に感染の報告が入った場合には、速やかに町教育委員会をはじめとした関係機関に連絡が伝わるようにしております。

学校では、対策会議を開き、感染者の行動範囲を確認するなど、保健所の指導を受けながら濃厚接触者特定のための調査を行います。また、学校の臨時休校の期間や学校施設の消毒の必要性などについても協議し、一斉メール等を利用して保護者に学校の対応を連絡いたします。

次に、町教育委員会の対応としては、学校施設の消毒の依頼、マスコミ対応、学校給食やスクールバスの対応、保護者あて通知文の作成などを行うこととしております。

そして、事後対応についてですが、何よりも感染者本人のケアが重要であり、必要に応じてスクールカウンセラーなどの面談を行いながら、心のケアに努めることとしております。また、感染者への誹謗・中傷等が起こらないよう、学級指導を行うとともに保護者への協力依頼を行うこととしております。

今後も、感染状況等を注視しつつ、マニュアルも随時見直しを行いながら、万一の場合に速やかに適切な対応がとれるよう準備してまいります。

最後に、ワクチン接種率についてですが、現在把握している状況としては、町内4校の学校関係者で、約93パーセントとなっており、基礎疾患のある方など数

名が未接種となっております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、放課後児童クラブにおける感染症対策等につきましては、住民課長が答弁いたしますので、宜しくお願いいたします。

**南正紀議長** 西住民課長。

**西清孝住民課長** はい、議長。

福田議員の子どもの新型コロナ感染予防についてのご質問のうち、放課後児童クラブにおける感染症対策等についてお答えいたします。

放課後児童クラブの感染予防については、厚生労働省のガイドラインや新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づいて感染防止対策をしております。

学校と同様に、密閉・密集・密接の3つの密の回避、手洗いなどの手指衛生等、基本的な感染対策を徹底し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、保育を継続しているところであります。

次に、感染者が発生した場合のマニュアルについては、厚生労働省のガイドライン及び事務連絡通知により対応することになっております。

放課後児童クラブについては、保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として引き続き開所することになっております。

ただし、感染の予防に最大限配慮することが必要であり、施設で児童や支援員等が感染した場合や、地域で感染が拡大している場合には、保健所と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、閉所の判断を行う場合があります。

また、学校の児童に感染者が発生した場合の運用として、学級閉鎖の場合は当該学年の利用を不可とし、学校閉鎖の場合は放課後児童クラブも閉所することとしております。

なお、放課後児童クラブの職員及び支援員のワクチン接種率は、100パーセントであります。

今後も、引き続き、児童の安全の確保と感染拡大の防止に最大限努めていきます。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい。

先ほど申しました通り600人を超える小学校に奇跡的に今のところ感染者がでていないと。私も子どもを通わず親としてでないことを切に願っている一人でもあります。ただ皆さんご存知のとおり11歳以下の子どもはワクチンを打てる日ってというのはまだまだちょっと先が見通せない中であると思いますので、今後陽性者がでることを想定したうえで日々その頭で行政のほうも考えたほうがいいのかなと思います。

以上私の質問を終わります。

**南正紀議長** 2番 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。私は第3回定例会に際しまして8点について質問をさせていただきます。

まず初めに、8番電話、IP音声告知端末の終了、撤去の延期・中止をについてであります。本町では、この10月以降、IP音声告知端末の回収作業に入るとの回覧連絡がありました。

しかし、この間、多くの方から「8番電話やIP音声告知端末はこれからはおの事必要ではないのか。終了、撤去の延期・中止はできないのか」との声をお聞きしています。特に今次コロナ禍、「外出を控え、8番電話で友人と会話するのが楽しみでありボケ防止にもなる」と。また、「IP音声告知端末のスピーカーからのお知らせは外の音が聞こえにくい中、非常に助かっている。もう少し年寄りの立場に立ったやさしい施策を続けてほしい」との事であります。

そこで小泉町長にお伺いいたします。本町での8番電話、IP音声告知端末の終了、撤去の延期・中止はできないものでしょうか。

次に、特別障害者手当の受給状況を聞くについてであります。

今、国の介護保険改悪によって、介護費用負担は暮らしに重くのしかかっています。特別障害者手当制度年額約33万円はそんな負担軽減につながる制度です。制度の名前に「障害者」、申請の要件に「在宅」などの文言があり、自分には関係ないと思われがちですが、障害者手帳がなくてもグループホームや高齢者住宅などに入居の方も対象であります。

そのような中、本町では今現在何人の方がどのような条件のもと受給されておられるのか、また、要介護4、5の方は何人おられるのか、そしてどのような周知をされているのかお伺いをいたします。

3点目は、子ども対応職員へのPCR等検査をについてであります。

今新型コロナウイルスは非常に感染力の強いデルタ株が主流になるもとで、ワクチン接種が進んだ国々でも感染再拡大が起こっており、希望者全員がワクチン接種を終えても集団免疫を実現することは難しいというのが政府分科会の公式見解であります。したがって、ワクチン一本やりでは感染を抑えきれず新規感染者が減少傾向にある今こそワクチンと一体に大規模検査を実施して感染伝播の鎖を断ち、感染源を減らす取り組みに全力をあげるべき大事な時期だと思えます。もちろんそれは国や県の仕事だと思えますが遅くて少ない対応を待つことなく、町独自でも大規模検査に踏み出す時だと思えます。とりわけ今感染しにくいとされてきた子どもへの感染・重症化の増大が見られ、学校、保育園、放課後児童クラブ等で危機感や不安が広がっています。それはやはりどこでもそうなんですが、先生や職員に感染が広がりますと代替りの人がなかなかいないということでもあります。よって、少なくとも学校、保育園、放課後児童クラブ等職員への定期的な町独自のPCR等検査で子ども対応施設内でのクラスターを防ぐ必要があると思えますがいかがでしょうか。

4点目は、子どもの国民健康保険税均等割の無料化をについてであります。国民健康保険には自営業者や75歳未満の年金生活者、非正規雇用労働者などが加入します。主に中小企業の労働者が加入する全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽの保険料と比べると本町でも格段に重い負担となっています。国保税は所得に応じた所得割、世帯の構成人数に応じた均等割、加入世帯に一律で割り当てられる平等割などの組み合わせで決まります。とりわけ均等割は子どもが生まれ家族が増えるほど負担が重くなります。子育て世帯を直撃し、少子化対策にも逆行するものとなっています。本町でもオムツをしている赤ちゃんから年額3万6,600円もの税金を取るようになっていきます。

そんな中、全国の保護者の皆さんのなんとかしてほしいとの声がいよいよ国を動かしまして、来年度から小学校に入る前までですが子どもの国保税均等割を半額まで軽減することが決まっています。しかしそうなりますと小学校に通いだし、

お金がかかるようになると途端に均等割が跳ね上がることとなります。

そこで本町でも 18 歳の高校生まで子どもの国民健康保険税均等割の無料化で子育て支援、強化を図ってはいかがでしょうか。最大で約 530 万円あれば十分支援できます。

次に、5 点目は住宅リフォーム助成制度の創設をについてであります。

内灘町は新型コロナの経済対策としてすでに 7 月 1 日から住宅リフォーム助成事業の申請受付を行っています。町内業者施工による 50 万円以上の工事を対象に工事費の 20 パーセント、上限 20 万円の助成であります。この間県下では津幡町や羽咋市も期間や予算限定ではありますが助成をして多くの皆さんに喜ばれたとお聞きしております。本町でも移住定住が叫ばれています。その定住促進にあたる在住の皆さんへの住宅リフォーム助成で地域経済活性化はもとより、省エネルギーリフォームで二酸化炭素削減にもつながり、職人さんの技術継承にもなります。

よって本町でも若い人も住み続けられる町・地域にするため、住宅リフォーム助成制度の創設を求めます。本町では新規移住者の方への空家リフォーム助成は最高 100 万円まであります。ノウハウはあります。あとは在住町民への施策に拡大するのかもしれないかだと思えます。ぜひ在住者にも思いを寄せていただきたいと思えますが、小泉町長、いかがでしょうか。

6 点目は、富来地域にも区名表示杭の設置をについてであります。

今現在、志賀地域には各区ごとに正しい読み方も添えて区名が表示された高さ約 1.8 メートルの強固な杭が立てられています。最近お隣の羽咋市でも町名を表示して外部の方の理解促進を図っています。やはり町名・区名は歴史もあり地元の方にとっては皆さんに理解を深めて頂きたく思っているところでもあります。また、地元の積極的な意思表示にもなり活気を呼ぶものと思えます。

そこでまだ立っていない富来地域においてもあたたかみのある区名表示杭の設置を求める声がありますので、ぜひ設置を求めるものであります。

7 点目には、再生可能エネルギー設備設置に伴う規制条例の制定をについてであります。

今世界的に異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが大問題となっています。日本でも経験したことのない豪雨や暴風、猛暑などが極めて深刻です。もはや気候変動ではなく気候危機と呼ぶべき非常事態となっています。

そんな中、国は 2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ、いわゆるカーボンニュートラルを掲げました。当然と言えば当然であり、必ず解決しなければなりません。したがって最悪の環境破壊をもたらす原発やCO<sub>2</sub>排出の主力である石炭火発に頼らない再生可能エネルギーへの転換は急務であります。しかしだからといって野放図な開発は許されません。あくまでも地域との共生が基本だと思います。穴水町沖波では大規模太陽光発電所の建設現場から濁水が流出しており、本町ではにわかに関風力発電計画が激増しています。開発は林道拡充などの利点もあるようですが、山を削ったりする大規模な自然破壊や景観無視、騒音、低周波で眠れないなどという事の絶対ないよう最低限のルール、いわゆる規制条例の制定が必要ではないでしょうか。太陽光発電では金沢市や小松市が規制条例の整備を進めています。風力発電では先進地、東北地方で規制条例を定めています。本町でも先進地に学び、独自の太陽光や風力発電の再生可能エネルギーの設備設置に伴う規制条例の制定を急ぐ必要があるのではないのでしょうか。お伺いをいたします。

最後に、原子力発電コスト上昇発表の受止めを伺うについてであります。

経済産業省は7月、2030年時点の電源種類別の発電コストについて試算を示しました。

原子力は東京電力福島第一原発事故をきっかけに安全対策費がかさみ、太陽光や液化天然ガスを上回りました。コストが最も低いとされてきたことが原発の優位性の一つでしたがそれが揺らぐ結果となりました。いよいよ国も原子力の発電コストが割高になることを認めざるを得なくなっているという事です。コストと言えば原発は一度事故が起これば壊滅的な被害をもたらす、さらに、核のゴミの処分を考えたら計算のしようのない高コストになる。超高コストなのが原発であります。コスト面でも再生可能エネルギーの方にすでに軍配が上がっています。もちろん再生可能エネルギーの開発はルールを作って持続可能なものにしなければなりません、もう原発頼みはきっぱりやめるべきと思いますが、小泉町長の受止めをお伺いいたします。

以上8点について質問といたします。

**小泉勝町長** 議長。

**南正紀議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 中谷議員の再生可能エネルギー設備設置に伴う規制条例の制定についてのご質問にお答えいたします。

再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入により、急速に再生可能エネルギーが普及する一方で、各地域でトラブルが増えていることから、国では、専用窓口を設置し、不適切案件等に関する問い合わせに対応しているところであります。

町でも、志賀町再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱に基づき、指導を行っているところでありますが、再生可能エネルギーの設備の設置に関して、風力発電では、風況の良さから尾根伝いの市町に境界をまたぐ広域的な事業計画もあり、町単独の条例では、規制が難しいケースも考えられることから、今後示される国の基準や県をはじめ、関係機関の動向を注視し、対応を検討していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問については、担当課長から、それぞれ答弁させますので、宜しく願いいたします。

**南正紀議長** 今村情報推進課長。

**今村浩一情報推進課長** はい。

中谷議員の8番電話・IP音声告知端末の終了、撤去の延期・中止についてのご質問にお答えいたします。

IP音声告知端末は、設置から13年が経過し、老朽化により音が出ないなどの現象がみられることや、停電時において機能しないことから、これに替り、本年3月に新たにライデンシステムを導入したところです。

このシステムは、同時に 防災無線やしかチャンネルの放送、スマートフォンへのメールのほか、町ホームページ、各家庭の電話機やファクシミリなどに情報を伝達することができるものです。

本年4月からの試験運用期間を経て、確実な情報伝達が確認されたことから、このシステムに完全移行するため、既に10月1日より、各家庭のIP音声告知端末の撤去を開始しております。

よって、延期することや中止することは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 西住民課長。

**西清孝住民課長** はい、議長。

中谷議員の子どもの国民健康保険税均等割の無料化についてのご質問にお答えいたします。

このことについては、地方の要望を受けて、昨年12月、厚生労働省が国保の均等割について、来年度から、未就学児を対象に5割を軽減する制度を導入する方針を示し、本年6月、国会において法案が成立、公布されたところであります。

現在、本町の国保には、未就学児が33人加入しており、来年度の改正に伴う影響を、国保税で約47万円の減額と見込んでおります。

議員ご質問の18歳まで均等割を無料化した場合であります。現在、国保に加入している18歳以下の子どもの数は157人であり、国・県の負担を除くと実質約530万円の保険税の減額、すなわち国保の負担が増えることとなります。

子育て支援策の中で、保護者の経済的な負担軽減は、重要な施策のひとつであると認識しておりますが、その減額分を他の子育て世代以外の納税者に負担を求めることになり、公平性・平等性の観点から難しいものと考えております。

他にも、石川県では、将来的な保険料水準の統一化を目指しており、その際に支障となる可能性があること、また、減免を実施した自治体に聞いたところ、システム改修費がかなり高額になることなどの問題があり、今のところ、子どもの均等割の減免を行うことは考えてはおりません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 村井健康福祉課長。

**村井直健康福祉課長** はい、議長。

中谷議員の特別障害者手当の受給状況についてのご質問にお答えいたします。

特別障害者手当は、著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の特別障害者に対して、必要となる負担軽減対策として手当を支給するもので、町が申請窓口となり、県が審査・決定・支給する国の制度であります。

対象となる人は、重度の身体・知的・精神障害を持つ人で、1・2級程度の障害が重複している人や、心臓、呼吸器、腎臓などに障害又は特定疾患があり常時



絶対安静の人、精神障害がある人で日常生活がほとんどできない人などが対象になります。

現在、手当を支給されている人は23人で、このうち、要介護4は0人、要介護5は8人おります。

要介護4・5の人すべてが対象となるわけではなく、それぞれの状態や介護の状況に応じて、県が審査・支給するものであります。

周知の方法については、障害者手帳の交付時に本制度の案内文を添えています。また要介護者については、介護サービス時においてケアマネージャーが説明していますが、今後は訪問時に身体等の状況を見ながら、さらに詳しく制度の説明をするよう、一層の周知を図っていきたいと考えております。

次に、子ども対応職員へのPCR等検査についてのご質問にお答えをいたします。

本町の学校・保育園・放課後児童クラブ職員については、新型コロナワクチンを優先接種しており、日常の業務では、マスクの着用、3密の回避、手洗い・消毒、ソーシャルディスタンスなどの新しい生活様式を実践し、感染対策に努めております。

併せて、国は抗原検査キットの配付を行っており、先般、本町の学校に検査キットが配付され、志賀小学校に3セット、志賀中学校に2セット、富来中学校と富来小学校に1セットずつ分配されております。保育園及び放課後児童クラブに対しても配付要望調査が行われ、民間保育園を含む全施設でキットを要望しております。

議員ご質問の町独自の一斉検査については、これまでもお答えしておりますが、感染者が多い地域やクラスターが発生している地域では、感染症法に基づき、一斉・定期的検査を行政検査として実施することができます。

しかし、これは感染のまん延状況等により、検査が必要と判断されたときに実施されるものであり、現在の本町の感染状況から見ましても、町が主体となって検査を実施する必要はないものと考えております。

本町の感染対策の方針であります。安易に検査ではなく、検査する段階に至らない、先ほど申し上げましたマスクの着用などの感染予防を最前提にすることが重要であると考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**宮下隆環境安全課長** 議長。

**南正紀議長** 宮下環境安全課長。

**宮下隆環境安全課長** 中谷議員の原子力発電コスト上昇発表の受け止めに伺うについてのご質問にお答えいたします。

エネルギー基本計画の見直しを進める中で、国は2030年の電源別発電コストの検証を行っており、去る7月12日の有識者会議で、1キロワット時間当たりの発電コストとして、原子力発電は11.7円以上、事業用太陽光発電は8.2円から11.8円、陸上風力発電が9.9円から17.2円などの試算が示されております。

議員のご指摘では、下限の価格で比較すれば原子力の方が高いということだと思いますが、この金額は、幅をもって示されているものであり、一概にどれが高いとは言えないものであると考えております。

さらに、8月3日には、太陽光発電や風力発電は天候に左右され、安定的な電力供給には、調整するための別の電源の経費も考慮する必要があるとして、その経費を上乗せしたコストが、参考値として国から報告されています。

この報告では、1キロワット時間当たり、事業用太陽光発電が18.9円、陸上風力発電が18.5円となり、原子力発電は、14.4円で低い発電コストとなっております。

従って、国が示した資料の金額から、原子力が高コストな電源であると、必ずしも言えません。

なお、志賀原子力発電所につきましては、現在、法律に基づく新規制基準適合性に係る審査が継続して行われております。

町としては、引き続き、その状況を注視していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

(久木議員退出11:00 → 休憩終了時入室)

**南正紀議長** 荒川商工観光課長。

**荒川仁商工観光課長** はい、議長。中谷議員の富来地域における区名表示杭の設置についてのご質問にお答えをいたします。

現在、志賀地域に設置されている地区名表示の案内標柱は、鉄製で高さ約1.8メートル、直径27センチの円筒形のもので、平成7年度に74箇所整備したもの

です。

これは、当時、町の統一イメージを打ち出すために観光サイン看板と併せ、コミュニティアイデンティティ事業の一つとして整備したもので、町を象徴するコミュニティマーク、町名、区名が入っております。

しかし、この案内板も設置からすでに25年が経過をし、傷みが進行していることや、平成17年の新町発足後は、コミュニティマークも使用しなくなったことから、老朽化して景観を損なうものは撤去していくこととしております。

議員ご質問の富来地域における区名表示杭の設置についてであります。先ほども申しあげましたように、志賀地域の地区名標柱は、順次、撤去していく方針であり、また、近年、カーナビなどのGPS機能の発達で目的地まで正確に到着できることや、町のコミュニティバスのバス停標識でも集落名を確認でき、十分に地区の案内板の役割を果たしていることなどから、新たな区名の案内標柱等の設置は考えておりません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 吉村まち整備課長。

**吉村満まち整備課長** はい、議長。中谷議員の住宅リフォーム助成制度の創設についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、他市町の状況であります。津幡町及び羽咋市は、過去に国の補助制度を活用した助成制度はあったものの、現在は廃止されております。内灘町は、今回の新型コロナウイルス関連の交付金を活用し、令和3年度限定で創設したものであり、今年度でなくなると聞いております。

本町においては、転入者を対象とした移住定住促進住まいづくり奨励金交付制度や、転入者の空家の取得やリフォームに対して移住定住促進空家リフォーム再生等助成金交付制度により、若い世代の移住定住を促進してきたところであります。

ご質問の対象者を町内居住者も含めたものにすべきとのことについては、先程の助成制度を導入する際にも検討しましたが、これらの制度は、地方創生における人口減少対策として、町外からの移住定住を目的としたものであります。

このことから、町内在住者に拡大することは考えておりません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** 4点について再質問をさせていただきます。

まず1点目は子ども対応職員へのPCR等検査をについてでございますが、この質問の要は新規感染者が減少傾向にある今こそワクチンと一体の大規模検査で今度こそ新型コロナを抑え込んで次の波をつくらないということでもあります。したがって本町でもですね、保育園や放課後児童クラブなどへの抗原簡易検査キットの配布も含めて引き続き検討をお願いしたいと思います。答弁は不要でございます。

2つ目は子どもの国保税均等割の無料化をについてでございます。やはりこれ強調したいのは、オムツをしている赤ちゃんから徴収するというのはあまりにもひどいと思います。せめて半額の減免ですと約240万円あれば支援できます。県下ではすでに加賀市が実施しています。さらに2割5割7割の法定軽減の利活用があればさらに町の支援額は少なくなります。小泉町長、いかがでしょうか。

そして3点目はですね、住宅リフォーム制度ですけども、これはやはり今新型コロナの経済活性化対策になると思います。町内業者さんの仕事おこしとしても本当にやっていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

最後に再生可能エネルギーの設備設置に伴う規制条例の制定をについてでございますが、今県の方でも動きがあるようですが、太陽パネルでは崩落などで感電の危険もあります。風力では住宅から少なくとも1.5メートル離すなど具体的な規制条例が必要だと思いたいますがいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

(「1.5キロやろ」という声あり)

**中谷松助議員** 少なくとも1.5キロメートル離すなど具体的な規制条例が必要かと思いますが。

**小泉勝町長** 議長。

**南正紀議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 中谷議員の再質問にお答えいたします。

まず再生可能エネルギーの設備設置に伴う規制条例の制定についての再質問にお答えします。先ほども言いましたように風力発電では風況の良さから尾根伝いの市町の境界をまたぐ広域的な事業計画もあり、町単独での条例は規制が難しいケースも考えられることから今後示される国の基準や関係機関の動向を注視し、

対応を検討していきたいと考えています。

続いて子どもの国民健康保険税の均等割の無料化についての再質問にお答えします。これも先ほど担当課長から答弁がありましたが、石川県では将来的な保険料水準の統一を目指しておりその際に支障となることがたくさんあるということから今後もそれを注視しながら考えていきたいと思いますが、今のところ子どもの均等割の減免を行うことは考えておりません。

続いて住宅リフォームの助成制度の創設についてでありますけれども、これも先ほど課長が答弁しましたけれども、転入者を対象とした移住定住の促進の補助制度を考える際にさまざまなことを検討しましたが、これらの制度は地方創生における人口減少対策として町外からの移住定住を目的としたものであり、町内在住者に対象を拡大することは考えておりませんのでよろしく願いいたします。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** 時間ですので、何点か評価できるところもありましたけれども、引き続き求め続けることといたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

**南正紀議長** ここで、場内換気のため、暫時休憩とします。

(午前11時9分 休憩)

(午前11時19分 再開)

**南正紀議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**南正紀議長** 7番 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい、議長。

それでは私の方から3点に渡って質問をしていきたいと思います。まず最初に今年の人権週間の取り組みについてお伺いいたします。21世紀は「平和・環境・人権」の世紀と言われて20年過ぎるわけですが、現状認識と今後の重点的な取り組みを問うものです。

第73回にあたる今年の人権週間も12月4日から10日にかけて開催されます。今年には特にオリンピック準備過程において組織委員長の女性に対する差別発言やその道では著名な方の障がい者差別発言などが報道され話題となりました。この一連の出来事を見ていますと、人権週間の取り組みが戦後ずっと続けられてきて

はいますが、広く国民の間に残念ながら浸透し根付いてこなかったのではないかと思います。

人権週間の啓発活動強調事項として 17 の課題が上げられており、どれも順序がつけがたく重要なものばかりです。また、一つの課題を理解し実践していけば、自ずから全体の理解も進むと思います。女性が、障がい者を始めとしてなぜ人権がないがしろにされ、差別されてきたのかを学び理解できるようになればと思います。

しかも時代とともにかつては問題とされなかったことでも現在では大きな問題としてクローズアップされていることもありますのでしっかりと取り組むことが求められるとも言えます。

かくいう私も、人権問題について深く考えるようになったのは 20 歳前後の学生時代からであり、当時東京高裁判決を控えた狭山事件を知ったからであります。また、水俣で財団法人の専従職員として水俣病患者の皆さんの中で活動することで多くのことを学ばざるを得なかったこともあります。

人権週間では先ほども申しましたが、啓発活動強調事項として 17 の課題を挙げていますが、特に今年は「女性の人権を守ろう」、「障がいを理由とする偏見や差別をなくそう」、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」といった項目を人権週間の 1 週間では短すぎるので年間を通じ計画的に学び、差別をなくす方向へと結びつけていくことが大事かと思います。現状は人権問題に関する感覚は鈍感すぎるのではないかと私はと思いますが、町としての現状認識と今後の町民全体への啓蒙活動の取り組みについて町長あるいはまた教育長にそれぞれお聞きしたいと思います。

**南正紀議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

堂下議員の今年の人権週間の取り組みについてのご質問のうち、学校等における人権教育の取り組みについてお答えをいたします。

まず、学校における人権教育についてですが、各学校においては、人権教育の全体計画や年間指導計画を作成し、道徳や各教科、特別活動など学校生活のあらゆる場面において、児童生徒一人ひとりが尊重されるとともに、互いのよさや可能性を認め合い、人権尊重の精神に立った学校・学級づくりの推進に努めること

としております。

また、各学校では、組織的に人権教育を推進するための校内推進体制を確立するとともに、人権教育に係る教職員の資質及び指導力の向上を図るために、研修活動の改善・充実に努めることとしており、最近では、弁護士によるいじめ予防教育など、新たな取り組みも取り入れ、推進しているところでございます。

今後は、住民課をはじめ、各課との連携をよりいっそう深めるとともに、学校や地域の実情、児童生徒の実態や発達の段階を踏まえた人権教育を組織的・計画的に推進するため、各学校が立てた全体計画及び年間指導計画の達成状況などを適切に評価し、改善・充実に努めていきます。

次に、男女共同参画事業では、人権を尊重した社会の実現に向けて、推進員を委嘱し、パープルリボンキャンペーンなどの活動を行っており、町のホームページにその活動内容を掲載しております。

また、来年度は第2次男女共同参画行動計画の見直し年度であり、国及び県の指針に沿って、計画の見直しを行ってまいります。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他の人権に対する取り組みにつきましては、住民課長が答弁しますので、宜しく願いいたします。

**南正紀議長** 西住民課長。

**西清孝住民課長** はい、議長。

堂下議員の今年度の人権週間の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本年、我が国では2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、社会全体で人権問題に取り組もうとする機運が、かつてなく高まったように思います。

その中で、議員ご指摘のとおり、準備過程において、女性や障がい者に対する差別発言があったことは事実であります。

そして、全国的には、未だに生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別などの人権侵害が存在しており、特にいじめや児童虐待などにより、子どもが命を落とすといった痛ましい事案が依然として後を絶ちません。

また、スマートフォンの普及と相まって、インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは、偏見・差別を助

長するような情報を発信したりするといった悪質な事案も急増しております。このほか、長時間労働による過労死、各種ハラスメントが発生しております。

本町においては、重大な事例は聞いてはおりませんが、そういった問題は、少なからず存在しているものと考えております。

これらの問題を解決するためにも、引き続き、人権尊重思想の普及高揚のための人権啓発活動に着実に取り組んでいく必要があると考えているところです。

議員ご発言のとおり、法務省では、毎年12月4日から一週間を人権週間と定め、全国各地で人権啓発活動を展開しており、本町においても、広報で町民の皆様へ啓発活動の周知を図り、人権擁護委員による特設人権相談窓口の設置や中学生と一緒に街頭キャンペーンを行うなど、さまざまな啓発に取り組んでいるところであります。

また、人権週間以外の活動として、人権擁護委員が小学校を訪問しての人権教室の開催や、小中学生を対象として、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めるためのスマホ安全教室の実施、他にも全国中学校人権作文コンテストへの志賀及び富来中学生による応募といった、人権を身近なものとして感じてもらうための取り組みを、年間を通して行っております。

さらに、今年度は高齢者に対して、人権講演会の開催を予定しており、幅広い年齢層に向けた人権啓発を行う予定としております。

今後も、一人ひとりが正しい人権意識を身につけてもらえるよう本町の人権擁護委員や法務局などの関係機関と連携を取りながら、啓発活動を実施してまいります。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

今ほどの答弁では年間を通していろいろやられているということでもありますけれども、なかなか見えてこないんですよ、取り組みが。それとたまたま見ましたら、これはおそらく全国的にも先進事例の自治体になると思うんですけども、奈良県の橿原市では人権カレンダーといいまして小学生の皆さんに絵を描いてもらって、また毎月の取り組みが書いてあるんです。毎月11日は人権を確かめ合う日ということで設定をしまして、例えばまず1月だったら防災とボラン



ティア週間とか世界ハンセン病の日、また2月でしたら国際母親デーです。そういったものを入れながら、そういった週間のない月はですね、例えば、4月11日は人権を確かめ合う日ということでカレンダーに大きく表示してある。そういった年間のカレンダーの中で住民の皆さんに意識付けをしてもらう中で、お互いに人権とはなんだっていうことを、言葉もちろん大切ですけども、どういう形で実現をしていくかっていう方向でやっぱりしていったら極めて大事かと思えますんで、これと同じことをやれとかしたらっていうつもりはありませんけどもやっぱり取り入れるものは取り入れて、町民の皆さんが毎月意識するのはたいへんなことですから、今日はこういう形で、カレンダーにこれだなって自分の心の中に落ちるようなシステムをやっぱり考えていくべきじゃないかと思えます。またそれには、ここには人権問題啓発推進本部っていう形で作ってますんで、何かそういったものを作らないと一般的に人権週間だから素晴らしいとか言っても、学校ではそういう形でパラリンピックから引き続きやっていくと思えますけども、大人の世界はなかなかそういうことは根付いていかない、いかなかったからこそ今のような、オリンピックのような形で表れてしまったというのが現状かと思えます。そういった意味ではオリンピックを契機にまた多くの国民の皆さんが意識したってなればまたこれはこれで今後の大きな糧になるかと思えますけども、その辺もし、お考えがありましたら伺いたいと思えます。

**南正紀議長** 西住民課長。

**西清孝住民課長** 堂下議員の再質問にお答えをいたします。議員おっしゃられるように人権の理解を深めるための取り組みにつきましては、身近にある人権を脅かささまざまな事柄に皆さんが気付いて人権参加の意識を高めていくことが大切であると思っております。

このため思いやり・助け合いの大切さを考える機会、堂下議員がおっしゃったようなそういう先進地の取り組み、そういうことを通じてまた幅広く人権に関心をもって理解を深めていただくような契機としたいと考えております。

以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

**南正紀議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** それでは続きまして次の質問に移りたいと思えます。

2番目はアゼルバイジャンとの今後の交流計画をお聞きしたいと思います。

アゼルバイジャン、ジョージア、アルメニア3国を総称してコーカサス三国と呼ぶということも志賀町がアゼルバイジャン、ジョージア国のオリンピックのホスト町となってから知ったようなものです。それで世界地図を広げ場所を確認し、アルメニアも含めて地理、歴史などを少しかじった程度であります。

藻谷浩介さんという地域エコノミストが毎日新聞で「藻谷浩介の世界 来た・見た・考えた」という連載記事を載せていますが、手ごろなルポとして参考になります。また、別のメディアではナゴルノカラバフ紛争についての記事も読んだりして理解に努めております。

当初ホストタウンとして選手団の事前合宿の受け入れを予定していたジョージアですが、ジョージアはアゼルバイジャンとともに、日本と国交樹立30周年を迎えることとなります。ジョージアでは、来年1月から2月にかけてジョージア映画祭を東京の岩波ホールで開催されることになっています。

また、ジョージアには、放浪の画家と言われたニコ・ピロスマニという画家がいました。ピカソは「私の絵は、グルジアには必要ない」グルジアと言いますのは、ロシア語になります。「なぜならピロスマニがいるから」と語ったといいますが、また、「百万本のバラ」という曲をご存じの方も多いかと思いますが、その歌詞にも歌われている「貧しい絵描きの僕に～」とありますが、と歌われているのが画家ピロスマニのことです。

ジョージアのような催し、あるいは著名な人の紹介がアゼルバイジャンでもあれば、皆さんに知ってもらう機会も増えると思いますが、町民に知ってもらうための材料は何かあるか、まずお聞きします。

新型コロナ感染拡大でオリンピック・パラリンピックの事前合宿では予定されたような交流はできなかったと思いますが、その準備過程には多くの町民の皆さんの協力もあったと思います。

オリンピック・パラリンピックは終わりましたが、両国との交流については町長は提案理由説明でも積極的に交流を深めていきたいと表明しています。また、5月時点の新聞記事では学生の相互派遣の合意や友好都市に向けた協定締結の準備などが報道されていますが、交流計画の当面の構想についてお伺いいたします。

**南正紀議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

堂下議員のアゼルバイジャンとの今後の交流計画についてのご質問にお答えをいたします。

アゼルバイジャン共和国は、東ヨーロッパ、コーカサス地方に位置し、国土は日本の4分の1の面積を有し、人口は、約1,020万人であります。

近年は、主要産業である石油、天然ガスの資源開発を進め、急速な経済発展を遂げており、多くの街並みや城壁などが世界文化遺産にも登録されております。

また、レスリングをはじめ、柔道・空手なども盛んで、オリンピックの開催誘致や、柔道などの世界大会をはじめ、モータースポーツ最高峰のF1グランプリを開催するなどスポーツの振興にも力を入れております。

議員ご質問の町民に知ってもらうための材料についてですが、アゼルバイジャンは、日本と外交関係を樹立して30年と歴史も浅いことから、芸術、文化などの分野において、日本で知られる著名な人物が少ないのが現状であります。

そのような中、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、本町では、ホストタウン登録を行い、スポーツ振興を目的に事前合宿誘致に取り組み、併せて国際交流の促進を図るため、平成30年12月にアゼルバイジャンの首都バクー市ハタイ地区と友好都市に向けた覚書に調印をいたしました。

ホストタウン交流事業においては、町の合唱グループによるアゼルバイジャン国歌の斉唱や、特産品のザクロを使ったケーキを地元洋菓子店で製作販売、小中学校生と選手のオンライン交流など、多くの町民の皆さんに参加協力をいただき、アゼルバイジャンの認知度が高まったものと考えております。

交流計画の当面の構想については、当初、学生の交換留学による短期ホームステイ実施に向けて調整をしていましたが、新型コロナウイルス感染拡大により延期となり、収束後に実施することを計画しております。

また、来年は、外交関係樹立30周年を迎えるにあたり、在アゼルバイジャン日本大使館から9月に開催される現地での式典時に本町の伝統芸能である太鼓などの参加要請があり、現地の日系企業などの協力も頂けるとの話もあることから、前向きに検討したいと考えております。

さらに、令和7年度に開催される大阪万博では、アゼルバイジャンの参加が予定されており、その際には、事業等を企画して、国際交流の促進及び交流人口の拡大に繋げていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

若干再質問をしますけども、感想も含めて触れたいと思います。

現在インターネットとか使いまして見ていけばほんとにドバイに匹敵する世界経済の発展国という形で紹介されております。いずれにしても交流を長期的にやっていくには多くの町民のみなさんの理解とご支援がないことには、町執行部とか限られた中でやることはないと思いますけども、やはり多くの皆さんにこういう場を提供して、現地に呼ばれているんですけどもそういったときも町民を含めた訪問団になるのか、ごくごく限られた中でのになるのか、経費的にも、ちょっと調べてみましたけども、交通費も含めればそんなにびっくりするほどの金額ではありませんけども、かと言って即出せるような金額でもありませんから、ほんとにそういう形のこういう町民の皆さんを巻き込むんでしたらやはりあの「今からこういう形にしますので、みなさんこれくらいの積み立てをお願いします」というぐらいの話でいかないですね、なかなかオープンな参加を誘うっていうのは難しいかと思います。それは行った場合ですけど、また町内においてはいろんな意味で最近便利なものがありますからそういったものを通しながらお互いの情報を町内に入れてもらうって形のことも考えてですけど、交流の長期計画、また長期交流を出せるような形をぜひ考えてほしいと思います。

それと学生の派遣ですけども、交換留学ですけども、これはやはり中学生、高校生対象だと思うんですけども、町内出身の大学生にももっとこう窓口を広げて多種多様な人達がいけるようなことが大事かと思えますので、その辺もし考えありましたらお願いしたいと思います。

**南正紀議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

堂下議員の再質問にお答えいたします。

アゼルバイジャンとの交流事業についてでありますけれども、堂下議員も今ほどおっしゃいましたけれども、アゼルバイジャンに行くだけが交流事業だとは私は思っておりません。今後はさまざまな人脈を通してアゼルバイジャンについてさまざまなことを学びながら日本のアゼルバイジャン大使館の方々とも交流を深

めるなどさまざまな交流事業をしていきたいと考えております。

またですね、学生の交流については今後どのような形にするか検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

**南正紀議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** それでは3番目の質問に移ります。3番目はニホンジカに対する対策について伺います。

ここ5、6年の間に稗造地区で、ニホンジカをスマホで採った写真を見せてもらったり、イノシシの檻に入ったニホンジカを捕獲したことや中島町との境で目撃したことは聞いていました。

8月14日に私も県道を横切るニホンジカを切留地内で確認しました。これは大人の鹿でした。

町内においては鹿の被害についてはまだ報告されていないと思いますが、今後目撃証言や被害の申告等が増えれば、被害対策が必要となってくることは言うまでもありません。

数年前に議会で視察した福井県若狭町での嶺南地域有害鳥獣処理・加工施設では、当初処理予定は年間5,000頭であったが実際は1万頭焼却処分しているとのことでした。また、イノシシと日本鹿の比率は4対6ということで鹿が多く、その倉庫には鹿が山積みされていた現場を見てきました。

福井県の嶺南地区を車で走ると山際に恒久策が張られているのを目撃しますが、鹿やいのしし対策に相当な予算を費やしていることは見た目にもわかります。この焼却施設にも総額6億円近い事業費がかかっていました。

食肉処理で加工している頭数は年間100頭程度で、契約している主にホテル、レストランに卸しているとのことでした。

また、長野県南信州地方にいった折に、木の幹にゴム製のラバーをかけてある現場を見たことがあります。鹿が樹皮を剥いで木を枯らさないように保護しているとのことでした。

鹿の生態をよく知ることは今後の被害を予防するヒントになります。

ニホンジカは大型動物であり、体長は110から170センチ程度、体重は40キロから大きなものは110キロ余りとなります。繁殖期とされるのは9月下旬から11月、今頃ですね、出産期は5月下旬から7月上旬で通常1年に1回1頭を出

産します。繁殖期になるとオスは大きな声を上げて縄張りの主張をします。食性は草食動物であり、シダやトリカブト以外の1,000種以上の植物を食べるといいますから、何でも食べると考えて間違いのないようです。最近では鹿が増えすぎたことから鹿の食べものが減り、以前は食べなかった植物まで食べるようになったと報告されています。また、山間部に食べものが無くなると人里まで食べものを探しに降りてくると報告されています。

耕作放棄地は、鹿に好適な生息地を提供し、被害発生の一因となり得るといわれています。

平成24年以降能登地域において目撃されるようになったと県の報告書でも挙げられています。

鹿は昼行性の生き物であり、活動範囲は極めて狭い範囲で行動していると報告されています。

ニホンジカは集団性が強く、群れを作って生活していると言われていています。

町内では鹿の被害については今のところ私は聞いていませんが、鹿が生息していることは数が少ないとはいえ確認されています。生息数が少ない間に対応策を考えておかないとイノシシの被害の二の舞になりかねません。生息の実態調査や生息範囲等をまず確認することが求められています。

鹿の生息数が増えると、農業や林業の被害も桁違いの金額となっていくことは、なんでも食べる食性からも判断できます。

石川県内では100年にわたりニホンジカがほとんど生息しないという条件下で、農林業が行われ、生態系が成立してきた地域であることから、今後これまで以上の捕獲圧をかけ、個体数の増加及び生息域の拡大を抑制し、生息数を低減させることで、農林業、生活環境及び森林生態系への被害を未然に防止すると、第2期石川県ニホンジカ管理計画の管理の目標に明記されています。

志賀町でも県の管理目標に沿った対応をしていくことになるかと思いますが、まず実態調査・生体調査をすることが必要と思います。町としてのその対応策をお聞きします。

また、今年はイノシシに豚コレラの感染が確認され、檻の活用も不十分な地区もあったかと思います。私も今年は地区内では見かけず、隣町の隣地区の県道で春先に一頭イノシシの確認をしたのみです。志賀町内でのイノシシのこれまでの

今年の捕獲実績とその傾向、増えているのなら増えている原因、減っているのなら減っている原因をお伺いしたいと思います。

**南正紀議長** 大谷農林水産課長。

**大谷清樹農林水産課長** はい、議長。

堂下議員のニホンジカの対策とイノシシの今年の捕獲実績についてのご質問にお答えいたします。

はじめにニホンジカの対策についてですが、石川県内でのニホンジカにつきましては、白山麓周辺で生息しておりますが、近年は能登地域においても目撃情報が寄せられています。

本町では、昨年度、西浦地区などで4件、今年度も福浦地区などで2件の目撃情報が寄せられました。

第2期石川県ニホンジカ管理計画には、「能登地域では安定的に生息している」とは言いがたい」と明記されております。

理由としては、ニホンジカは集団性が強く一夫多妻で群れを作って生活しており、能登地域では群れでの確認がされていないため、本町においても、群れから、はぐれた同一個体での目撃であり、また、農林業被害についても報告がないことから、安定的に生息していないことが伺えます。

このような現状から、目撃情報も少なく行動範囲が把握できず、モニタリング等による実態調査の対策を講じることができない状況です。

町としては、羽咋市・宝達志水町・志賀町から形成される羽咋郡市有害鳥獣対策協議会において、令和2年度から4年度の期間で羽咋郡市鳥獣被害防止計画を策定しており、ニホンジカの対策としては、緩衝帯の設置や放置されている果樹の除去、追い払いとしておりますが、羽咋郡市内にニホンジカの安定した生息が確認されれば、生息数調査の実施方法や具体的な捕獲方法及び対策について、石川県やニホンジカの対策実績のある市町の指導を仰ぎ、対策を進めていきたいと思っております。

つぎに、イノシシの今年の捕獲実績についてですが、令和3年4月から9月末日までの捕獲数は、成獣15頭、幼獣33頭の計48頭です。前年度の同時期での捕獲数は、成獣180頭、幼獣473頭の計653頭であり、前年度に比べ、600頭以上減少しております。

その要因として、豚熱の感染により死亡したことや冬の大雪により幼獣が死亡したことなどが考えられます。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

若干質問します。安定的に生息しないということが伺えます。多分そうだろうと思うんですけども、実際生息しているわけですからその範囲をきちっと訓練も含めてですね、町の中で調査してみるのも一つ、今後の自分達のいろんな意味で経験を活かすためにも必要かと思います。もっともっと増えてきた場合に手に負えない状況になりますので、やはり早め早めに手を打つっていうのが鉄則かと思います。それで例えば安定した生息数が確認されればと言いますがけれどもそれは一体どれくらいの頭数なりどのくらいの地域での確認があればということなんでしょう。そうすると私たちもそういったことを知ればわざわざ町に聞かなくてもですね、経験値・実感として、「この地域で増えているんだな」「これは具体的に手を打たなきゃ取り返しがつかない状況になるんだな」とお互いにわかる状況になりますので、目安、わかる範囲でお答えいただければと思います。

**南正紀議長** 大谷農林水産課長。

**大谷清樹農林水産課長** はい、議長。

堂下議員の再質問に対する答弁をさせていただきます。

先ほど安定して生息している頭数についてということですけども、それについては先ほど答弁しましたけれども、群れという形で把握された場合ということでございます。今現在地域については同一個体が今現在志賀町では目撃されているということで、複数の個体が確認されればということでこちらの方では考えております。

堂下議員の再質問に対して答弁とさせていただきます。

**南正紀議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

鹿についてなぜしつこく言うかと言いますと、イノシシの被害から比べると明らかに桁が違うと思うんです。先ほど言いましたけれど、ほとんどの草を食べてしまう。そうすると結局山の保水能力がなくなるわけです。なるとやっぱり単に



草を食べる、食われたというレベルじゃなくて、山ごと崩れるという可能性もありますので、条件が悪ければそういった大いに予測される、これで鹿が増えた場合にとんでもない予算を増やすことになりますので、その辺を含めて今後注視して、そういうのをお願いして私の質問を終わります。

**南正紀議長** 4番 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

4番稲岡です。通告に従いまして3点質問いたします。

初めに脱炭素化促進区域についてお聞きします。さる5月26日の参議院本会議で地球温暖化対策推進法の改正案が全会一致で可決成立しました。今回7回目の改正となる地球温暖化対策推進法、略して温対法と言われる法律ですが、地球温暖化を国・地方自治体・事業者・国民が一体となって取り組んでいくために制定された法律で京都議定書の採択を受けて平成10年に成立しました。

昨年10月、当時の菅義偉総理が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを受け、ゼロカーボンシティを表明する自治体が増加してきたことや脱炭素経営に取り組む企業が増加してきたことなどを受け今般の改正に至りました。ちなみに石川県内では加賀市、金沢市、小松市、白山市がゼロカーボンシティの表明をしており、6月1日現在で全国396自治体、人口にして1億1,037万人が脱炭素化を宣言していることとなります。

さて今回の改正で地域の求める方針に適合する再生可能エネルギー事業を市町村が認定する制度が導入されました。新制度では、市町村に対して地域脱炭素化促進区域を策定することが推奨されております。近年、騒音や景観悪化などで地域トラブルが相次いでいる再生可能エネルギー事業ですが、自治体が積極的に関与し、トラブルを避けながら事業を進めるためには、促進区域等の計画策定や協議会の設置が必要ではないでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

**南正紀議長** 宮下環境安全課長。

**宮下隆環境安全課長** はい、議長。

稲岡議員の脱炭素化促進区域についてのご質問にお答えいたします。

本年6月に、地球温暖化対策推進法が改正され、自治体が再生可能エネルギー施設の立地を、環境保全に支障のない区域に誘導するため、一部の手続きを省略可能とする、促進区域を定めることができる規定が新たに設けられたところであ

ります。

しかし、関連マニュアルなど詳細については、まだ、示されていない状況であります。

また、石川県においても、国の動向を踏まえ、有識者による検討会が設置され、再生可能エネルギー推進計画の改定作業に着手しており、再生可能エネルギー施設の設置可能地域を示す脱炭素化促進区域を含め、検討されていくものと考えております。

町として、今後示される国や県独自の基準など、関係機関の動向を注視し、その対応について検討していきたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

ご答弁ありがとうございます。

先ほど他の議員から質問がありましたしこの議会で何度か質問があがってますが、実際能登地域に今風力発電計画がたくさん上がっておりまして、地域間トラブルが絶えないのが実際の現状となっております。県や国の基準を待つて判断するということではなく、その自分たちの地域の自治体が積極的に関与するためにぜひとも県内自治体の動向を踏まえる前からこの計画というか、促進区域等の設定をしていくよう進めていただきたいと思いますし、まず手始めに小松市や加賀市のようにゼロカーボンシティの表明をしてはいかがでしょうか。

提言いたしまして再質問といたします。

**南正紀議長** 宮下環境安全課長。

**宮下隆環境安全課長** 議長。

稲岡議員の質問に対して答弁いたします。

繰り返しになりますけれども現在国・県のほうでマニュアル等作成しております、それが出てこない町の方でも制定するという事がなかなか難しいのかなということがありまして、現在県の方で検討会議が開かれておりますのでその動向を注視して対応していきたいというふうに思います。

ゼロカーボンシティにつきましては。ちょっと、わたしのほうは。

**南正紀議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 稲岡議員の再質問にお答えします。

まずゼロカーボンシティについて目指してはどうかということでもありますけれども、私も中身についてははっきりわからないんですけども、それが本当にできるのかできないのかということも踏まえて検討しながらまた考えさせていただきたいと思います。

そして先ほどの、ちょっと、私再質問の答弁を聞いていなかったんですけども、脱炭素促進区域です。これを行うことは風力発電や太陽光を促進することになりますので、志賀町は現時点でも促進しなくてもあまりにも作りすぎているということがありますので、この点については促進する必要はないのかなと思っております。以上です。

**南正紀議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 再々質問になります。今ほどの町長のご答弁で 脱炭素、再生可能エネルギー事業の促進をする必要はないのではないかとということでしたが、志賀町にはご存知のとおり原子力発電所がありまして志賀町はエネルギーの町といってもいいのかなと思います。広いこの志賀町の地域の中で地域資源としてのエネルギー資源は必ずまだまだあると思いますし、それを促進する地域と規制する地域のメリハリをつけるべきだということ、この制度は。ですので、促進する必要はないという考えは違うのかなと思いますので、促進するところは促進して、規制するところは規制する、地域の合意形成が得られた地域に関しては促進を進めるべきだと考えますが、町長、答弁をお願いします。

**南正紀議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 稲岡議員の再々質問にお答えをします。合意形成を得られた場所から促進をしていけばどうかということでもありますけれども、現時点において志賀町で風力発電を、実施を試みているところはトラブルが発生しているところばかりでありなかなかそういうことをするのが難しいのが現状でないかと思っております。促進地域をつくると言っても現時点でもう志賀町の、はっきり言って山、山っていいですか山頂のところはほとんどが開発行為の申請を出しているいろいろなところがやっておりますので、それ以外のところになりますと住宅地しか残っていませんので、そのことについては、促進区域とメリハリをつけるべきというのはちょっと考え方が違うのかなと感じております。以上であります。

**南正紀議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** はい。質問は再々質問までなのでこれ以上質問はしませんが、再生可能エネルギーっていうのは風力以外の小水力やバイオマス等まだまだありますのでメリハリを作るという考えは間違っていないと思っています。

それでは2番目の地域スポーツコミッションについてききたいと思います。

地域スポーツコミッションとは地方自治体・体育協会などのスポーツ団体・民間企業等が一体となりスポーツと地域資源を掛け合わせた町づくり・地域活性化に取り組む連携組織のことです。

スポーツ庁では平成21年度よりこの地域スポーツコミッションの活動を支援する事業を実施しており、昨年10月の段階ですが全国に159の団体が設立されています。

金沢市では金沢文化スポーツコミッションを平成30年に設立し、金沢の文化と観光、スポーツを組み合わせたさまざまな地域振興に関する情報を発信しています。

先日の町長の所信表明の中でもスポーツによる交流人口の拡大、活力ある地域づくりの推進を図るため、国内外から合宿誘致をさらに促進するとともに魅力あるスポーツコンテンツづくりを推進していくと述べられていました。スポーツによる交流人口の拡大や地域活性化には、地域スポーツコミッションの設立が不可欠と考えます。町のスポーツ団体である体育協会や観光協会、商工団体などと連携し、地域全体が一体となって志賀町のスポーツ・文化を振興するため地域スポーツコミッションの設立を検討してはどうでしょうか。

昨年の3月議会でも同様の質問をしましたが、その際に教育長は設立は考えていないとのご答弁でしたが、再度の検討をお願い申し上げまして2番目の質問といたします。

**南正紀議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** はい、議長。

稲岡議員の地域スポーツコミッションについてのご質問にお答えいたします。

本町では、スポーツ施設の改修や充実、運動機器の整備により、誰もが気軽にスポーツに親しみ、団体や個々の競技力向上を図ることができる環境整備を進めてきました。

地域スポーツコミッションについてのご質問については、今ほど稲岡議員の質問でおっしゃいましたとおり、令和2年第1回定例会で教育長が答弁しましたが、日頃から精力的に活動する体育協会や昨年法人化された町観光協会などが、スポーツ及び観光振興による交流人口の拡大、地域の活性化を図ることとしており、現時点では、地域スポーツコミッションの設立は考えておりませんということでありました。

しかしながら、今回、私が提案理由で述べた通り、人々には勇気と感動を与えるだけではなく、地域への社会的、経済的効果を創出し、持続的なまちづくりや地域の活性化に資するなど、可能性を秘めているとも言いました。

このようなことを踏まえつつ、これからの町づくりの一つのビジョンとして、魅力あるスポーツコンテンツづくりに向けて庁内組織を設置して、スポーツ・文化そして観光振興に取り組んでいるという考えでありますので、今地域スポーツコミッションの設立については考えていません。以上であります。

**南正紀議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** はい。前回と同様に設立は考えていないとのご答弁でしたが、質問の中でも申しあげましたとおり、スポーツ庁からの支援が受けられる、その要件を満たしたスポーツコミッションを設立することによって国からの支援がある程度見込まれるということでもありますので、現在でもスポーツコミッション同様の活動をされるのかもしれませんが、より支援等を受けられる組織に格上げすればもっともっと中身が充実したものができるかもしれませんので、その辺も含めて今後もスポーツの振興あるいは志賀町の文化の振興に資する団体等の支援をお願い申し上げまして次の質問に移りたいと思います。

3つめは郵便局との連携についてお聞きします。静岡県熱海市で4月に発生した大規模な土石流災害では安否確認にたいへん時間がかかりました。自治体は住民基本台帳等で住民の情報を管理していますが居住実態を詳しく把握できていないのが現状です。

現在日本郵便が地方自治体などと住民情報をデジタル化して共有し、災害時の安否確認や高齢者の見守り、遠隔医療や買い物支援など、過疎地での生活支援にも活用する取り組みを進めております。郵便局は郵便配達などを通じ住民の近況に関する独自の情報を持っております。郵便局が持つリアルタイムの情報をデジ

タル化し自治体のほか医療や福祉、交通、インフラなどの関係機関や事業者らと共有し必要に応じて利用できる仕組みを現在検討しているということです。

近年全国各地で大規模自然災害が頻発しておりこうした場面での安否確認に役立てることを念頭に置いているそうです。

また過疎地での生活支援の活用する仕組みとして郵便局の空きスペースで遠隔地の医師らとテレビ電話などで結びオンライン健康医療相談をしたりまた小型無人機のドローンやバスで買い物支援をするなどさまざまな活用事例が考えられます。総務省がモデル事業として来年度、実証実験を実施するそうですが、本町でも検討を進めてはいかがでしょうか。以上です。

**南正紀議長** 濱村総務課長。

**濱村大総務課長** はい、議長。

稲岡議員の郵便局との連携についてのご質問にお答えいたします。

このことにつきましては、本年2月26日に町内の10郵便局及び羽咋郵便局のネットワークを活用し、高齢者の見守りなどを含めた安全・安心な暮らしの実現や住民の利便性の確保・向上に関する事など、6項目の事項において、包括連携協定を締結したところでございます。

その一環として、先般、プレミアム商品券・食事券の販売において、郵便局のご協力を頂いております。

そのような中で、総務省では、郵便局が持つリアルタイムの情報をデジタル化し、自治体等の関係機関と共有しながら、必要に応じて利用できる仕組みを構築するため、来年度、基本的に郵便局を対象とした公的機関で災害時等の安否確認や買い物支援などに活用するための調査・研究の実証実験を行うとのことでございます。

この実証実験は、デジタル化により郵便局と地方自治体等他の公的基盤が連携して、地域の課題を解決するモデルケースを作り、全国に普及展開することを目的としておりますが、現在、国においては、概算要求をしている段階でございます。詳細な内容はまだ示されてございません。

今後、町としては、この実証実験の内容等を注視しつつ、現在、締結している郵便局との包括連携協定の項目に沿った取り組みを推進していきたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

ご答弁ありがとうございます。

包括連携協定やプレミアム商品券等の販売で志賀町と町内の郵便局はたいへん密接に関係しているなという思いがありましたのでぜひともガイドライン、総務省からの概算要求等、詳細が決まりましたらぜひモデル事業として進めていくよう検討をお願いしたいと思います。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございます。

**南正紀議長** 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

---

日程第2 町長提出 承認第12号、議案第38号ないし第49号及び認定第1号ないし第9号  
(委員会付託)

**南正紀議長** 次に、町長提出 承認第12号、議案第38号ないし第49号及び認定第1号ないし第9号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

---

( 休 会 )

**南正紀議長** 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明6日から14日までの9日間は、休会としたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。

よって、明6日から14日までの9日間は、休会することに決しました。

次回は、10月15日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午後0時18分 散会)